

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の解除（2件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定（"）	1
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の設定及び告示の廃止）の一部改正（水産政策課）	2
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
○道路の供用開始（"）	3
正 誤	
○正誤（平29・4・11付け 目次ほか）	4

告 示

高知県告示第440号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡馬路村魚梁瀬字一ノ谷山817の11
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第441号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安芸市伊尾木字笹谷口3975の1（次の図に示す部分に限る。）、3976、字和右エ門開4011の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第442号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
香南市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
魚つき
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第443号

平成25年12月高知県告示第732号（漁業災害補償法による区域及び区分の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

(1) 小割り式魚類養殖業の表中

「小筑紫宿毛湾中央第3加入区 区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの方向へ365メートルの点をfとし（以下同じ。）、bc、cf、dj及びgbの4直線で囲まれた区域」

を

「小筑紫宿毛湾中央第3加入区及び小筑紫宿毛湾中央第7加入区 区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）、イ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ330メートルの点をeとし（以下同じ。）、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの方向へ365メートルの点をfとし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ130メートルの点をhとし（以下同じ。）bc、cf、eh及びgbの4直線で囲まれた区域」

に、

「小筑紫宿毛湾中央第6加入区 区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ330メートルの点をeとし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ130メートルの点をhとし（以下同じ。）、jd、bg、eh、hオ、オi及びiaの6直線で囲まれた区域」

小筑紫宿毛湾中央第7加入区 区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちjd、cf、eh及びgbの4直線で囲まれた区域」

を

「小筑紫宿毛湾中央第6加入区 区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちjd、bg、eh、hオ、オi及びiaの6直線で囲まれた区域」

に、

「大島宿毛湾中央第1加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ365メートルの点をaとし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの

方向へ525メートルの点をjとし（以下同じ。）、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ1,245メートルの点をnとし（以下同じ。）、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ225メートルの点をpとし（以下同じ。）、アa、an、jp及びpaの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第2加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちエ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ655メートルの点をkとし（以下同じ。）、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ95メートルの点をoとし（以下同じ。）、pj、an、ko及びopの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第3加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちok、an、nc及びcoの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第4加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ805メートルの点をbとし（以下同じ。）、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ805メートルの点をmとし（以下同じ。）、ab、bm、jp及びnaの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第5加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちpj、bm、ko及びnaの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第6加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちok、bm、mn及びnaの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第7加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ365メートルの点をlとし（以下同じ。）、bc、cl、jp及びmbの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第8加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちpj、cl、ko及びmbの4直線で囲まれた区域

大島宿毛湾中央第9加入区 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうち

加入区	ちお [´] く [´] 、c [´] l [´] 、l [´] m [´] 及びm [´] b [´] の4直線で囲まれた区域
大島宿毛湾中央第10加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ325メートルの点をf [´] とし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ105メートルの点をg [´] とし（以下同じ。）、ウ、エ、g [´] 、f [´] 及びウを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
大島宿毛湾中央第11加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ175メートルの点をe [´] とし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ255メートルの点をh [´] とし（以下同じ。）、f [´] 、g [´] 、h [´] 、e [´] 及びf [´] を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
大島宿毛湾中央第12加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ35メートルの点をd [´] とし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ395メートルの点をi [´] とし（以下同じ。）、e [´] 、h [´] 、i [´] 、d [´] 及びe [´] を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
大島宿毛湾中央第13加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちd [´] i [´] 、i [´] j [´] 、j [´] p [´] 、l [´] c [´] 、c [´] イ及びid [´] の6直線で囲まれた区域
大島宿毛湾中央第14加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちp [´] j [´] 、j [´] k [´] 、k [´] o [´] 及びl [´] c [´] の4直線で囲まれた区域
大島宿毛湾中央第15加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちo [´] く [´] 、k [´] オ、オl [´] 及びl [´] c [´] の4直線で囲まれた区域
を	
「大島宿毛湾中央加入区」	区第3,069号の漁業権の漁場の区域
に改める。	

高知県告示第444号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成29年5月2日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間
平成29年5月8日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
室戸市

高知県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村久江ノ 上字馬鋤磯327番23	前	14.1 }	13
	後	14.5 }	13
		30.7	

高知県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年5月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村久江ノ上字馬 鍬磯327番23	13	平成29年5月23 日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤										
平29・4・11	9927	目次	1	左 (33)	○ <u>資金管理団体でなくなった旨</u> の届出	○ <u>資金管理団体の指定の取消し</u> の届出										
		○選挙管理委員会告示	5	左 (12~15)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">資金管理団体の届出をした者の氏名</td> <td style="width: 33%;">名称</td> <td style="width: 33%;">資金管理団体でなくなった年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> </table>	資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日	-----			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">資金管理団体の届出をした者の氏名</td> <td style="width: 33%;">名称</td> <td style="width: 33%;">取消年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> </table>	資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	取消年月日	-----
資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日														

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	取消年月日														
